江东区分报

目 次

②告示令和5年度上半期の財政状況の公表について(438)1人事行政の運営等の状況の公表について(439)4

告	示
	/1,

◎江東区告示第438号

江東区財政状況の公表に関する条例(昭和39年3月江東区条例第5号)に基づいて、令和5年度 上半期の財政状況を別紙のとおり公表します。

令和5年12月21日

江東区長 大久保 朋 果

令和5年度上半期の財政状況 ~江東区~

1 令和5年度予算等の概況

〔別紙〕

(1) 上半期予算の執行状況

令和5年4月から9月までの歳入歳出の執行状況については、下表のとおりです。

(令和5年9月30日現在)

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
	(円)	(円)	(%)	(円)	(%)
一般 会計	241, 787, 201, 500	95, 374, 294, 546	39. 4	88, 154, 331, 603	36. 5
国民健康保険会計	49, 237, 000, 000	20, 248, 449, 389	41.1	17, 470, 477, 283	35. 5
介護保険会計	39, 229, 000, 000	18, 169, 986, 434	46.3	15, 773, 609, 354	40.2
後期高齢者医療会計	12, 195, 000, 000	4, 881, 771, 094	40.0	3, 919, 047, 890	32. 1
合 計	342, 448, 201, 500	138, 674, 501, 463	40.5	125, 317, 466, 130	36.6

[※] 一般会計の予算現額には、令和4年度からの繰越明許費繰越額(690,283,500円)を含む。

(2) 区有財産

区で保有している財産は、下表のとおりです。

(令和5年9月30日現在)

区 分	数量	金 額	構成比
		(円)	(%)
土 地	1, 517, 455. 83 m ²	542, 559, 342, 000	56. 5
建物	977, 137. 07 m²	216, 374, 770, 000	22. 5
基金	19 基金	186, 209, 289, 228	19. 4
工作物		8, 015, 416, 000	0.8
物品	4,311 点	5, 341, 198, 221	0.5
有価証券等		928, 021, 392	0.1
貸 付 金		714, 968, 635	0.1
立 木	6,970本	649, 649, 000	0.1
合 計	_	960, 792, 654, 476	100.0
	区民1人当たり	1, 783, 967	

(3) 基金現在高

令和5年9月30日現在の区の基金残高は、下表のとおりです。19基金のうち、剰余金や財産売払収入等を計画的に積立て、事業目的に応じて繰入れる「積立基金」(11基金)と、利子等の運用益や貸付等により事業を行う「定額運用基金」(8基金)があります。

		(令和	5年9月30日現在)
積 立 基 金	金 額(円)	定額運用基金	金 額(円)
財 政 調 整 基 金	42, 600, 146, 710	用 地 取 得 基 金	6, 000, 000, 000
減 債 基 金	3, 110, 178, 000	中 小 企 業 融 資 基 金	4, 200, 000, 000
公 共 施 設 建 設 基 金	72, 216, 353, 773	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	70, 000, 000
防 災 基 金	5, 591, 920, 201	国民健康保険出産費資金貸付基金	10, 000, 000
学校施設改築等基金	33, 348, 909, 117	私立保育所等施設整備資金融資基金	100, 000, 000
文化・スポーツ振興基金	1, 292, 542	用 品 調 達 基 金	15, 000, 000
みどり・温暖化対策基金	982, 802, 267	公共料金支払基金	400, 000, 000
エコ・リサイクル基金	1, 905, 787, 282	私立幼稚園施設整備資金融資基金	20, 000, 000
地下鉄8号線建設等基金	9, 941, 635, 804		
区営住宅整備基金	1, 654, 460, 230		
介護給付費準備基金	4, 040, 803, 302		
合 計	175, 394, 289, 228	合 計	10, 815, 000, 000

(4) 区債現在高

令和5年9月30日現在の区債残高は、下表のとおりです。今後、社会福祉施設の改修や義務教育施設の大 規模改修等の区債発行を予定しています。

なお、一時的に支払資金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に金融機関などから借り入れる「一 時借入金」は、令和5年9月30日現在ありません。

(単位:千円)

17	\wedge	4	年 度	末	5年9	9月3	日 0	5年10月以降	5年10月以降	5 年 度 末
区	分	現	在	高	現	在	高	元金償還見込	区債発行見込	現在高見込
教育	事 業		17, 242,	571	1	6, 526	, 037	755, 358	783, 000	16, 553, 679
厚生福	祉事業		3, 667,	866		3, 584	, 932	144, 562	2, 516, 000	5, 956, 370
庁 台	等 等		1, 909,	634		1,830	, 878	79, 035	0	1, 751, 843
土木	事 業		981,	421		933	, 316	48, 264	0	885, 052
合	計		23, 801,	492	2	22, 875	, 163	1, 027, 219	3, 299, 000	25, 146, 944

(5) 区民負担の状況

区が事業を行うために必要な経費を支える収入のうち、区民の皆さんがどの程度負担しているか、最も身近 <u>な特別区民税について</u>見ますと、下表のとおりになります。

	区民税調定額	人口	1人当たり負担額	世帯数	1世帯当たり負担額
	(千円)	(人)	(円)	(世帯)	(円)
令和5年9月30日現在	57, 625, 372	538, 571	106, 997	289, 285	199, 199

2 令和4年度決算の概況

(1) 歳入歳出決算総括

`	カスノ マガス 日 レマント 小は 1日					
	会計区分	予算現額	収入額	収入率	支出額	執行率
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)
	一般 会計	252, 163, 168, 000	241, 582, 712, 905	95.8	233, 202, 670, 580	92.5
	国民健康保険会計	48, 570, 000, 000	48, 810, 906, 885	100.5	47, 348, 999, 547	97.5
	介護保険会計	38, 421, 000, 000	36, 864, 404, 326	95. 9	35, 918, 426, 307	93. 5
	後期高齢者医療会計	11, 621, 000, 000	11, 675, 242, 528	100.5	11, 475, 391, 830	98.7
	合 計	350, 775, 168, 000	338, 933, 266, 644	96.6	327, 945, 488, 264	93. 5

(2) 一般会計歳入歳出決算 令和4年度歳入決算 その他 (15.9%) 特別区債(0.6%) ■特別区交付金・・・都区財政調整制度に基づく交付金 387億4,324万6千円 特別区交付金 (27.3%) 13 億 8,700 万円 658億1,567万9千円 ■特別区税・・・特別区民税・軽自動車税・たばこ税等 繰入金 (2.0%) □国庫支出金・・・区の事業に対する国からの交付金 48億2,847万3千円 歳入合計 □都支出金・・・区の事業に対する都からの交付金 2,415 億 8,271 万 2 千円 都支出金 (8.9%) (100.0%) 215 億 7, 244 万 7 千円 ■繰入金・・・基金の取崩 ■特別区債・・・学校建設等のための借入金 国庫支出金 (20.8%) ■その他・・・地方消費税交付金など 特別区税 (24.5%) 501 億 4,342 万 2 千円 590 億 9,244 万 5 千円 令和4年度目的別歳出決算 その他(10.8%) 253 億 2,952 万円 公債費 (1.1%) ■民生費・・・高齢者や子育てなど福祉のために 民生費 (42.8%) 26億1,652万6千円 997 億 6, 265 万 1 千円 ■教育費・・・学校教育や図書館の運営に 土木費 (5.1%) 118億4,218万5千円 □総務費・・・防災対策や地域振興に 歳出合計 衛生費 (10.1%) □衛生費・・・健康増進・環境対策や清掃事業に 2,332 億 267 万円 234億6,704万円 (100.0%) ■土木費・・・道路・公園の整備やまちづくりに ■公債費・・・特別区債の償還に 総務費 (12.6%) 293 億 2, 333 万 6 千円 ■その他・・・商工業振興や議会運営などに 教育費 (17.5%) 408 億 6, 141 万 2 千円

◎江東区告示第439号

します。

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例(平成17年3月江東区条例第1号)に基づい て、人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表 [別紙]

令和5年12月21日 江東区長 大久保 朋 果

江東区人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例(平成17年3月江東区条例第1号)に基づき、前年度の江東区の人事行政の運営等の状況について公表し ます。

これは、職員の任用、給与の状況等を公表することによって、江東区の人事行政運営における公平性及び透明 性を確保することを目的としています。

○ 公表項目

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- Ⅱ 職員の人事評価の状況
- Ⅲ 職員の給与等に関する状況
- IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- V 職員の服務、退職管理、分限及び懲戒処分の状況
- VI 職員の研修の状況
- VII 職員の福祉及び利益の保護の状況
- WⅢ 特別区人事委員会の業務状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用選考の状況

令和4年度における採用選考については、以下のとおり実施しました。(江東区実施分)

(1) 受験資格等

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格・免許
福祉	Ⅱ類	無	38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知 事の登録を受けている者
事務 (任期付)	Ⅲ類	有	任期付職員につき 年齢制限無	
福祉 (任期付)	Ⅱ類	無	任期付職員につき 年齢制限無	保育士の資格を有し、都道府県知 事の登録を受けている者

※ 他の職種については特別区人事委員会で実施(特別区人事委員会の業務状況参照)

(2) 実施日程

職種	告示	第一次選考	第二次選考	最終合格発表	
福祉	令和4年7月1日 令和4年8月28日		令和4年9月17日~9月18日	令和4年10月7日	
佃仁	令和4年11月1日	令和4年12月1日	令和5年1月7日	令和5年1月19日	
事務	令和4年6月1日	令和4年7月10日	令和4年7月31日	令和4年8月4日	
(任期付)	令和4年11月1日	令和4年12月18日	令和5年1月29日	令和5年2月1日	
福祉 (任期付)	令和4年11月1日	令和4年12月18日	令和5年1月29日	令和5年2月1日	

(3) 実施状況

職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
福祉	約37人	45 人	36 人	26 人
佃畑	約18人	35 人	27 人	16 人
事務	5名程度	15 人	12 人	5人
(任期付)	5名程度	17 人	14 人	9人
福祉 (任期付)	5名程度	6人	4人	3人

2 昇任選考の状況

令和4年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

(1) 主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

区分	受験資格	選考方法
種別A	別表1の職種に該当する1級職の者で、令和5年3月31日(以下「基準日」という。)現在、別表2の資格の基礎となる採用区分における種別Aに掲げる1級職の在職年数(年齢18歳以降のものに限る。以下同じ。)及び年齢の要件を満たすもの	筆記考査 人物評価
種別B	別表1の職種に該当する1級職の者で、基準日現在、別表2の資格の基礎 となる採用区分における種別Bに掲げる1級職の在職年数及び年齢の要 件を満たすもの	筆記考査 人物評価
種別C	別表1の職種に該当する1級職の者で、基準日現在、別表2の資格の基礎 となる採用区分における種別Cに掲げる1級職の在職年数及び年齢の要 件を満たすもの	筆記考査 人物評価

<別表1>

(事務系) 事務、社会教育 (福祉系) 福祉、心理 (一般技術系) 土木造園、建築、機械、電気、 衛生監視 (医療技術系) 診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師

<別表2>

選考種別		種別A		種別B		種別C			
	/ の基礎 る採用	_	1 級 職 在職年数	年齢	1 級 職 在職年数	年齢	1 級 職 在職年数	年齢	
		I類	5年以上		10 年以上 20 年未満		20 年以上		
	П	短大3卒	6年以上		11 年以上 21 年未満		21 年以上		
	類	短大2卒	7年以上		12 年以上 22 年未満		22 年以上	F0 #	
本則	田類	高等学校卒業 後1年間の養 成施設等を修 了した者		13 年以上 23 年未満	50 歳 未満	23 年以上	58 歳 未満 ※		
		その他	9年以上	-	14 年以上 24 年未満		24 年以上		
	経	験者〈1級職〉	3年以上		10 年以上 20 年未満		20 年以上		
		I類			5 年以上 10 年未満		5 年以上 20 年未満		
	П	短大3卒			6 年以上 11 年未満	41 歳 以上 50 歳 未満	6 年以上 21 年未満		
	類	短大2卒			7 年以上 12 年未満		7年以上 22年未満	50 歳	
例 例	日類	高等学校卒業 後1年間の養 成施設等を修 了した者			8 年以上 13 年未満		8 年以上 23 年未満	以上 58 歳 未満 ※	
		その他			9 年以上 14 年未満		9 年以上 24 年未満		
	経験者〈1級職〉		III./(\s) = = 1 \ref{1}		3 年以上 10 年未満		3 年以上 20 年未満		

- (※)1 採用区分就職氷河期世代については、I類の区分を適用する。
 - 2 資格の基礎となる採用区分Ⅱ類・短大3卒及びⅢ類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了し た者については、医療技術系に属する職種のみ適用する。

- 3 種別Cにおける年齢要件の上限部分については、当分の間、58歳未満とする。
- 4 基準日現在、行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)のいずれかの1級の 最高号給が適用されている者については、令和4年度に実施する選考に限り、【種別C】の受験資格 における年齢要件の上限部分を3の規定にかかわらず60歳未満とする。

② 実施状況

$\overline{}$	> 4.4 L V 1 D L		
	区分	有資格者数	合格者数
	種別A	360 人	39 人
	種別B	120 人	16 人
	種別C	31 人	0人

(2) 係長職昇任能力実証

① 対象資格及び能力実証方法

) 内水真作及U能力夫配力位				
区分	対象資格	能力実証方法		
種別 A	① 別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、主任の職に在職する期間が5年以上で、年齢58歳未満の者 ② 経験者〈主任 I〉の区分で採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、主任の職に在職する期間が4年以上で、年齢が58歳未満の者 ③ 経験者〈主任Ⅱ〉の区分で採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、主任の職に在職する期間が2年以上で、年齢が58歳未満の者	人事評価		
種別 B	① 別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、主任の職に在職する期間が7年以上で、年齢50歳以上58歳未満の者 ② 経験者〈主任 I〉の区分で採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、主任の職に在職する期間が6年以上で、年齢50歳以上58歳未満の者 ③ 経験者〈主任 II〉の区分で採用され、別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、主任の職に在職する期間が4年以上で、年齢50歳以上58歳未満の者	人事評価		

<別表>

(事務系)事務、社会教育 (福祉系)福祉、心理 (一般技術系)土木造園、建築、機械、電気、 衛生監視 (医療技術系)診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師

(※)1 令和4年9月15日現在、行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)のい ずれかの2級の最高号給が適用されている者については、令和3年度及び令和4年度に実施する選 考に限り、種別Bの対象資格における年齢要件の上限部分を60歳未満とする。

② 実施状況

_	シー ノ へ か 日 小		
	区分	有資格者数	合格者数
	種別A	283人	25人
	種別B	185人	8人

(3) 課長補佐職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
ア 別表の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月31日現在、係長、担当係長、	勤務評定
主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、58歳未満の者	
イ 法務の職種の者で、基準日現在係長職にあり、その在職期間が2年以上で、大学	
卒業後9年以上のもの	
ウ 会計の職種の者で、基準日現在係長職にあり、その在職期間が2年以上のもの	

<別表>

(事務系)事務、社会教育 (福祉系)福祉、心理 (一般技術系)土木造園、建築、機械、電気、 衛生監視 (医療技術系)診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師

② 実施状況

有資格者数	合格者数
99人	9人

(4) 管理職選考

- ① 受験資格及び選考方法 特別区人事委員会の業務状況参照
- ② 江東区における状況

有資格者数	合格者数
879人	8人

(5) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

2 XXX 11 X 0 2 1 X 12		
受験資格	選考方法	
① 別表の職種の職務に従事する者で、令和5年3月31日現在、1級職に	筆記考査、面接、勤務評定	
13年以上在職し、年齢58歳未満の者		
② 平成30年3月31日現在、1級職に任用されており、行政職給料表(二)		
2級以上が適用されている者については、令和3年度及び令和4年度に		
実施する選考に限り、受験資格における年齢要件の上限部分は60歳		
未満		

<別表>

(技能系)技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ (業務系)事務(業務)、業務

② 実施状況

有資格者数	合格者数
17人	3人

(6) 技能長職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
① 別表の職種の職務に従事する者で、令和5年3月31日現在、技能主	筆記考査、面接、勤務評定
任の職に4年以上在職し、年齢58歳未満の者	
② 平成30年3月31日現在、2級職に任用されており、行政職給料表(二)	
3級が適用されている者については、令和3年度及び令和4年度に実施	
する選考に限り、受験資格における年齢要件の上限部分は60歳未満	

<別表>

(技能系) 技能 I 、技能 II 、技能 II 、技能 IV 、技能 IV 、技能 V、技能 VI (業務系)事務 (業務)、業務

② 実施状況

有資格者数	合格者数
91人	4人

(7) 総括技能長職選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、令和5年3月31日現在、技能長の職	面接、勤務評定
に3年以上在職し、年齢42歳以上58歳未満の者	

<別表>

(技能系)技能 I、技能 II、技能II、技能IV、技能IV、技能V、技能VI (業務系)事務(業務)、業務

② 実施状況

Ť	七次 44 44	△
F	月貨俗有数	口悄自奴
ı	12人	1人

3 職員数に関する状況

令和5年4月1日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。(職員数には暫定再任用常時 勤務職員を含み、特別職、教育長及び地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣職員は除きます。)

(1) 職種別職員数

区分			一般職員			教育職員	合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能業務系	教育概具	, D, E1
男	815 人	53 人	191 人	7人	171 人	5人	1,242 人
女	502 人	611 人	53 人	103 人	61 人	72 人	1,402 人
計	1,317人	664 人	244 人	110 人	232 人	77 人	2,644 人

(2) 職層別職員数

部長 級	課長 級	課長 補佐	係長 級	主任	係員	技能 業務	園長	副園長	主任 教諭	教諭	指導 主事
34人	74人	110人	448人	730人	936人	232人	12人	8人	18人	36人	6人

<参考>技能業務系職員の内訳

統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
2人	47人	156人	27人

(3) 正規職員採用者数(令和4年4月2日から令和5年4月1日)

		_	一般職員	1			
区 分	事務系	福祉系	一般技術 系	医療技術 系	技能業務 系	教育職員	計
I類	49 人	3 人	8 人	5 人	_	_	65 人
Ⅱ類	0人	36 人	0人	0人		_	36 人
Ⅲ類	11 人	0人	0 人	0人		_	11 人
経験者(1級 職)	4人	2 人	0人	l	1	_	6人
技能系·業務 系	_	_	_	_	_	_	0人
教育職員	_	_	_	_	_	_	0人

(注)区分については、各選考の実施状況参照。

(4) 正規職員退職者数(令和4年4月2日から令和5年4月1日)

		_					
区分	事務系	福祉系	一般技術 系	医療技術 系	技能業務 系	教育職員	#
定年退職等	24 人	15 人	1人	1人	15 人	3 人	59 人
勧奨退職等	9人	10 人	0 人	0 人	1人	0人	20 人
普通退職	18 人	15 人	6人	4 人	0人	2 人	45 人

<参考> 職員数に関する状況中の一般職員の区分の詳細は次のとおりです。

- n	with The
区分	職務
事務系	一般事務・社会教育
福祉系	福祉・保育士・児童指導・心理
一般技術系	土木技術・造園技術・建築技術・機械技術・電気技術・保健衛生監視・食品衛生監 視
医療技術系	医師・歯科医師・診療放射線・歯科衛生士・検査技術・栄養士・保健師・看護師
技能業務系	自動車運転・介護指導・電話交換・警備・作業Ⅰ・調理・用務・作業Ⅱ・自動車運 転Ⅱ・作業Ⅲ
教育職員	幼稚園教育職員・指導主事

(5) 暫定再任用職員数(令和5年4月1日現在)

区では高齢者の知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営に活かすため、定年後5年間を限 度に、退職者を再任用として活用しています。

暫定再任用常時勤務	暫定再任用短時間勤務	計
130人	125人	255人

Ⅱ 職員の人事評価の状況

1 人事評価等の状況

(1) 管理職(部課長級職員)

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「職務目標の達成」及び 「職員の指導・育成」の要素別評定及び「総合評定」により評定を行っています。

(2) 一般職員 (課長補佐級以下の職員)

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「能力」、「執務態度」、「業 績 | の要素別評定及び「総合評定 | により評定を行っています。その他、各昇任選考の際に個別評定を行っ

ています。

(3) 幼稚園教育職員

① 園長及び副園長

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「職務目標の達成」の 要素別評定及び「総合評定」により評定を行っています。その他、昇任選考の際に個別評定を行っていま す。

② 一般教員

目標管理型の自己申告制度及び定期評定を行っています。定期評定にあっては、「教育指導」、「幼稚園 運営」について、それぞれ「能力」、「情意」、「実績」の要素別評定及び「総合評定」により評定を行って います。その他、昇任選考の際に個別評定を行っています。

2 人事評価結果の活用状況

人事評価の結果は、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしており、具体 的には、職員の昇任、昇給及び勤勉手当や、人材育成、配置管理等に活用しています。

Ⅲ 職員の給与等に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

/ *11 / /	TOU THE CAME OF THE COLUMN	,				
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(5年1月1日) A		人员认入	В	B/A	3年度の人件費率
4年度	人	千円	千円	千円	%	%
4十段	532, 882	232, 505, 093	7, 914, 367	26, 375, 999	11.3	12. 2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

[·	<i>-</i>	4	職員数			給	与	費			一人当たり給与	弹
	<u> </u>	Ħ	A	給	料	職員手当	期末・	勤勉手当	計	В	B/A	
Г	1年	庇	人		千円	千円		千円		千円		千円
'	1++	泛	2,526	9, 2	200, 693	3, 228, 791		4, 329, 645	16, 759	, 129	6.	, 635

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
 - 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含ん でいません。
- 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江 東 区	40.5歳	304, 616 円	415, 748 円	383, 878 円
東京都	42.4 歳	316, 277 円	451, 385 円	398, 074 円
玉	42.4 歳	322, 487 円	_	404, 015 円

② 技能労務職

_					
	区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
ſ	江 東 区	54.6歳	290,619円	379, 080 円	357, 022 円
	うち用務員	58.8歳	271,937 円	335, 338 円	328, 589 円
	うち清掃職員	51.8歳	302, 767 円	404, 189 円	375, 405 円
ſ	東京都	50.5歳	287,646 円	388, 055 円	354, 902 円
Γ	国	51.2歳	286, 942 円	_	329, 178 円

③ 小・中学校・幼稚園教育職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江 東 区	39.4 歳	335, 546 円	448, 510 円
東京都	40.0歳	337.727 円	437, 064 円

- 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 (注) 1
 - 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務

手当などすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされ ています。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時 間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		江 東 区	東京都	玉
	大学卒	100 000E	10 P	総合職 189,700円
一般行政職	八十十	188, 200円	187, 900円	一般職 185, 200 円
	高校卒	152, 100 円	152, 200 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	148,600 円	149,600 円	-
幼稚園教育職員	大学卒	199, 500 円	201,900 円	_
初作图 叙 月	短大卒	182, 500 円	185,800 円	_

⁽注) 幼稚園教育職員の東京都の欄は、小・中学校教育職員の初任給を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264, 285 円	359, 111 円	388, 150 円	399, 645 円
一放11以14	高校卒	209, 733 円	296, 480 円	328, 150 円	367, 457 円
技能労務職	高校卒	_	273,000 円	295, 725 円	313, 791 円
幼稚園教育職員	大学卒	287, 580 円	367, 900 円	_	_
列作图 教育 	短大卒	_		_	415, 400 円

⁽注) 一般行政職(高校卒)の経験年数20年、技能労務職(高校卒)の経験年数10年、幼稚園教育職員 (大学卒)の経験年数20年、30年、(短大卒)の経験年数20年、25年については、該当者がい ません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	係員の職務	547 人	37.3%	147, 500 円	321,900 円
2級	主任の職務	414 人	28.3%	200, 500 円	355, 500 円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	314 人	21.4%	228, 500 円	404, 400 円
4級	課長補佐の職務	90 人	6.2%	254, 300 円	426, 300 円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	69 人	4.7%	283, 900 円	452, 100 円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	31 人	2.1%	368, 900 円	512,600 円

⁽注) 1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

一般行政職の令和5年4月1日の勤務成績に応じた昇給の状況

70-14-2-17-		/ 1 1111	
区 分	昇給区分	昇給号数	人数
管理職	A (極めて良好)	7号	4 人
自注載	B (特に良好)	5号	20 人
管理職以外	A (極めて良好)	7号	47 人
の職員	B (特に良好)	5号	313 人

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

791714 1 2937/20 1 -1			
江 東	区	玉	
1人当たり平均支給額(4年度	:)		
	1,703千円		
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.15月分	2.40月分	2.00月分
(1.35)月分	(1.05)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
期末手当 2.40月分	勤勉手当 2.15月分	期末手当 2.40月分	2.00月分

² 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置

・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 15~20%

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置

• 役職加算 • 管理職加算 5~20% 10~25%

(注) 支給割合は一般職員の例で、()内は再任用職員分です。

【参考】一般行政職の勤勉手当への勤務実績の反映状況(令和4年度)

区分	成績率の段階	成績	人数	
区 刀	双棋半の技権	6月支給分	12月支給分	八奴
管理職	最上位	125. 43/100	125. 57/100	6人
自垤椒	上位	112.71/100	112. 78/100	12 人
係長級	最上位	120. 19/100	120. 23/100	42 人
	上位	110. 09/100	110. 11/100	82 人
主任	最上位	111. 67/100	112. 03/100	75 人
土江	上位	105. 83/100	106. 01/100	144 人
1級職	最上位	105. 75/100	105. 99/100	86 人
1 7/火 引以	上位	102. 87/100	102. 99/100	184 人

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

	江 東 🗵	÷		国	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措	置		その他の加算措置		
定	年前早期退職特例	刊措置	定年前早期退職特例措置		
(2~20%加算)			(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額					
	1,727千円 20,425千円				

- (注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員の平均額です。
- 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)			1,953,485千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決	 (算)		714,777円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
江東区内	20.0%	2,771 人	20.0%

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(4年月	 支 決算)			24,552 千円
支給職員1人当7	たり平均支給年額(4年度決算)		75,545 円	
職員全体に占め	る手当支給職員の割合(4年度)			12.6%
手当の種類(手	- 当数)			4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象 業務	支給実績 (4年度決算)	支給単価
保健・福祉業 務手当	福祉事務所及び保健所職員	面接、訪問、 相談及び各種 検査等業務	2,812千円	日額170円 ~4,000円
特定危険現場作業手当	都市整備部建築課職員 総務部経理課及び営繕課、都市整 備部建築課、土木部道路課及び施 設保全課、教育委員会事務局学校 施設課職員	昇降機等の検 査業務 危険高所での 検査業務	33千円	日額380円日額270円

清掃業務従事 職員特殊勤務 手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理 に関連する業 務	21,377千円	日額700円
児童相談所福 祉業務手当	児童相談所派遣職員	一時保護業務 家庭訪問、指 導、判定及び 相談等業務	330千円	日額1,470円日額490円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	497, 925 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	193 千円
支給実績(3年度決算)	557, 217 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	221千円

[※] 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職 員数(管理職員、教育職員等、制度上、時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)で、再任 用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

C 47 IE	77 十月 (下作3 千4月1日現任)				
手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 あたり平均 支給年額 (4年度決算)
	扶養親族のある職員に支給	異なる	支給額	159,045千円	192,316円
扶養手当	(支給額) 配偶者 6,000円 子 9,000円 上記以外の扶養親族1人につき 6,000円 特定期間の子への加算額 4,000円 (16歳年度初め〜22歳年度末)				
	管理又は監督する地位にある職員に 支給	異なる	職務区分、支 給額	152,006千円	1, 151, 561円
管理 職手	(支給額)職務ごとの定額 部長職 127,600円 (同医療職) (142,400円) 重要困難課長 101,500円 上記以外の課長職 92,300円 (同医療職) (94,800円) 幼稚園長 89,600円 副園長 64,700円				
	通勤距離が片道2km以上である職員に 支給	異なる	自動車等使 用距離区分	331, 155千円	139, 199円
通勤手当	(支給額) 交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額:1か月当たり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600円~13,000 円				
住居	住宅を借り受け、月額27,000円以上 の家賃を支払う世帯主等の職員に支 給	異なる	支給要件、支 給額	99, 453千円	159, 892円
手当	(支給額) 月額 8,300円				

		満27歳に達する日以後の最初の3月				
		31 日までの職員は 18,700 円、満 27				
		歳に達する日以後最初の4月1日か				
		ら満32歳に達する日以後の最初の3				
		月 31 日までの職員は 9,300 円をそれ				
		ぞれ加算				
		医師、その他専門的知識を必要とす	- `	支給期間、支		
	初任	る職に従事する職員に一定期間支給	異なる	給額	8,652千円	2, 163, 000円
				小口作只		
	給調	(支給額)				
	整手	大学卒業後 1~20年 268,500円				
	当	同 21~40年 1年ごとに				
		減額				
		休日又は深夜に勤務した職員に支給	同じ	_	75,468千円	192,031円
		(支給額)	1,40		10, 100 113	102, 001, 1
	/ I. 🖂					
	休日	休日給				
	給夜	1時間当たり給与額×135/100×勤務				
	勤手	時間				
	当	夜勤手当				
	_	1時間当たり給与額× 25/100×勤務				
		時間				
	宿日	宿直、日直を行った職員に支給	異なる	勤務態様、支	4,568千円	65,257円
	直手	旧世、日世を日 万元和兵に久和	光なる	給額	1,000 1	00, 20111
		(支給額)				
	当	宿直又は日直の1回当たり 9,300円				
		管理又は監督する地位にある職員が				
		週休日又は休日及び週休日等以外の	異なる	支給額	1,979千円	38,058円
		午前0時から5時までの間に勤務した	24.9	<u></u>	1,010 1	00, 00011
		場合に支給				
	管理	(支給額)				
		部長職 12,000(6,000)円				
	職員					
	特別	課長職又は幼稚園長				
	勤務	10,000(5,000)円				
	手当	副園長				
		8,000(4,000)円				
		週休日等に6時間を超える勤務の場合				
		150/100				
		括弧書きは平日夜間の勤務の場合				
	義務	幼稚園教育職員に支給	/		2,921千円	31,409円
	教育		/		/ , , 4	, ===1 4
	等教	(支給額)		/		
			/	/		
	員特	職務の級、号給による定額		/		
	別手	(月額) 1,120円~4,150円		/		
	当			<u>/</u>		
		在勤する公署の移転等に伴い、配偶				
		者と別居し単身で生活する職員に支	異なる	距離限、支	0円	0円
		給	≥4.4.5	給額	011	011
	単身	L		 		
	赴任	(支給額)				
	手当	配偶者宅との交通距離による				
	十当	基礎額 月額30,000円				
		加算額(100km以上) 6,000円~				
		14,000円				
L		11,000 1				
1						

5 特別職の報酬	等の状況	(令和54	年4月	1	日現在)
----------	------	-------	-----	---	------

区			分	給 料	月	額	等	
給料	区		長	1, 157, 000円				
和工作	副	区	長	924, 000円				
	議		長	924, 000円				
報酬	副	議	長	796, 000円				
	議		員	610,000円				
	区		長	(4年度支給割合)				
期末	副	区	長	3.66月分				
手当	議		長	(4年度支給割合)				
十当	副	議	長	3.66月分				
	議		員					
退職				(算定方式)	(1期の手	当額)	()	支給時期)
手当	区		長	給料月額×500/100×勤続年数	23, 140),000円		(任期毎)
十ヨ	副	区	長	給料月額×340/100×勤続年数	12, 566	5,400円		(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、令和5年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4 年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分		職員	数	対前年	主な増減理由
部門		令和5年	令和4年	増減数	土な頃拠垤田
	議会	15人	14人	1人	過員配置
	総務	448人	444人	4人	業務増
	税務	100人	99人	1人	過員配置
何ルタニュアトゥ	民生	1,064人	1,047人	17人	業務増
一般行政	衛生	390人	394人	△4人	事務の民間等委託
部門	労働	3人	3人	0人	
	商工	25人	25人	0人	
	土木	248人	250人	△2人	事務の民間等委託
	小計	2,293人	2,276人	17人	
特別行政 門	教育	244人	250人	△6人	事務の民間等委託
公営企業 等 会 計 部 門	その他	107人	106人	1人	過員配置
<u></u>	計	2,644人	2,632人	12人	
	Ħ I	[2,970]	[2,970]	[0]	

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者及び公社等への派遣職 員(特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高 齢者医療広域連合、他の地方公共団体を除く。)を含み、暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用 職員を除いています。
 - 2 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業・介護保険事業等です。
 - 3 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在) 14% 12% 10% 令和5年構成比 8% 職員数2,644人 -- 平成30年構成比 6% 職員数2,708人 4% 2% 0% 20 28 32 60 20 24 36 40 48 52 56 5 5 5 5 5 5 5 歳 歳 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以 満 上 20歳 24歳 28歳 32歳 36歳 40歳 44歳 48歳 52歳 56歳 20歳 60歳 区分 計 (7 7 7 未満 以上 23歳 27歳 31歳 35歳 39歳 43歳 47歳 51歳 55歳 59歳 職員数 3人 139人 224人 285人 326人 320人 258人 166人 266人 256人 266人 135人 2,644人

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の正規の勤務時間(一般的なもの)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分

(職員1人の 超過勤務時間) (平均 6.7時間/月)

- ※ 施設の開始時刻及び終了時刻により変則勤務の場合があります。
- 2 休暇
- (1) 休暇の制度概要

種 類	事 項	対象者等	日数等
	職員の心身の疲労を回復させ、労働力	の維持培養を図る	一会計年度について
年次有給休暇	ことを目的として、原則として職員の	請求する時季に与	20日
十八月和小阪	えられる年間一定数の休暇		新規採用者は採用月
			により異なる。
	職員が疾病又は負傷のため療養する	疾病又は負傷の	療養のため勤務しな
病気休暇	必要があり、勤務しないことがやむ	ため療養する必	いことがやむを得な
177 X(1/NHX	を得ないと認められる場合における	要がある職員	いと認められる必要
	休暇		最小限度の期間
公民権行使等	職員が公民としての権利の行使又は	公民としての権	必要と認められる時
休暇	公の職務の執行を行うための休暇	利の行使又は公	間

			の職務を執行す る職員	
	妊娠出産休暇	出産の前後における女子職員の母体 保護のため、労働基準法第65条に規 定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女子 職員	妊娠中及び出産後を 通じて引き続く16週間(多胎妊娠の場合は 24週間)以内の期間
	不妊治療のための休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	不妊治療中の職員	日又は時間を単位と して5日 (体外受精及 び顕微授精に係るも のである場合にあっ ては、10日) 以内で承 認
	妊娠症状対応 休暇	妊娠中の女子職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難 な場合の休暇	妊娠中の女子職員	引き続く10日以内の 範囲において日単位 で1回に限り承認
	早期流産休暇	妊娠初期において流産した女子職員 が、安静加療を要する等のため、勤務 することが困難な場合における休暇	妊娠初期におい て流産した女子 職員	流産した日の翌日だら起算して引き続く 日以内
特	母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子 保健法の規定に基づく医師、助産師 又は保健師の健康診査又は保健指導 を受けるための休暇	妊娠中又は出産 後1年を経過し ない女子職員	健康診査又は保健打導を受けるために必要と認められる時間
別休	妊婦通勤時間	妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女子職員	正規の勤務時間のかめ又は終わりに、それぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内
暇	育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達 しない生児を育 てる職員	1日2回、1回45分(計9分)
	出産支援休暇	男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者 のいる男子職員	出産の前後を通じて、 日を単位として2日以 内で承認
	育児参加休暇	男子職員がその配偶者の産前産後の 期間に、育児に参加するための休暇	出産する配偶者 のいる男子職員	男子職員の配偶者の出産の日の翌日から 当該出産の日後1年を 経過する日までの期間内において5日以内 で承認(※養育の必要がある子がいる場合 には出産予定日の8週間前から取得可能)
	生理休暇	労働基準法第68条に定める生理日の 勤務が著しく困難な女子に対する措 置として、休養を与える休暇	生理日の勤務が 著しく困難な女 子職員	職員が請求した日数

慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が 死亡した場合その他勤務しないこと が相当と認められる場合の休暇	結婚する職員、 親族が死亡した 職員、父母の追 悼のため特別な 行事を行う職員	結婚する場合…引き続く7日、親族が死亡した場合…親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合…1日
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その 他の自然災害により滅失等したこと により、職員が当該住居の復旧作業 等のため勤務しないことが相当と認 められる場合の休暇	自然災害により 現住居が滅失又 は損壊した職員	日を単位として、7月を超えない範囲内で必要と認められる身間
夏季休暇	夏季の期間 (7月1日から9月30日まで) 心身の健康の維持及び増進又は家庭 勤務しないことが相当と認められる場	生活の充実のため	原則として、日を単位として5日以内
ボランティア 休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活 動をする職員	1会計年度につき、51 の範囲内で必要とま められる期間
リフレッシュ 休暇	職業生活における一定の時期に心身 の活力を回復及び増進する等、公務 能率の向上に資するため勤務しない ことが相当と認められる場合の休暇	①満53歳に達し た者 ②満43歳に達し た者	①日を単位として き続く3日以内 ②日を単位として き続く2日以内
子の看護のための休暇	12歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子を養育する職員 が、その子の看護のため勤務しない ことが相当と認められる場合の休暇	12歳に達する日 以後の最初の3 月31日までの間 にある子を養育 する職員	1会計年度につき、原則として日を単位。 して5日以内(養育る子が2人以上の場合は10日以内)
短期の介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で 定める者で負傷、疾病又は老齢によ り日常生活を営むことに支障がある ものの介護をするため、勤務しない ことが相当であると認められる場合 の休暇	介護を必要とす る配偶者、父母、 子、配偶者の父 母等がいる職員	1会計年度につき、原則として日を単位。 して5日以内(対象。 なる被介護者が2人」 上の場合は10日以内)
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で 定める者で負傷、疾病又は老齢によ り日常生活を営むことに支障がある ものの介護をするため、勤務しない ことが相当であると認められる場合 の休暇	介護を必要とする配偶者、父母、 子、配偶者の父 母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ご。に、通算して6月を起えない範囲内で、3日まで。日、時間を単行として連続し、又は概念して取得。
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で 定める者で負傷、疾病又は老齢によ り日常生活を営むことに支障があ るものの介護をするため、1日の勤務 時間の一部について、勤務しないこ とが相当であると認められる場合の 休暇	介護を必要とする配偶者、父母、 子、配偶者の父 母等がいる職員	介護を必要とするの継続する状態ごに、介護時間取得の3日から連続する3年の期間で1日2時間以内

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員区分	取得期間	平均取得日数
一般職員	令和4年4月1日から令和5年3月31日	17.1日
幼稚園教育職員	令和4年4月1日から令和5年3月31日	10.9日

(3) 介護休暇の取得状況(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

区分	介護休暇取得者
男子職員	2人
女子職員	4人
計	6人

3 育児休業等の取得状況(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(1) 趣旨

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うこと を容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に 資することを目的とした制度です。

(2) 制度概要

種類	制 度 内 容
育児休業	生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度
月允孙未	として、育児のために休業することができる制度。育児休業期間中、給与は無給。
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、主として託児しながら勤務
部分休業	する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間(育児
前 万 小 未	時間を含む。)を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められる
	制度。取得時間に関しては給与の減額を行う。
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、育児のため短時間勤務する
育児短時間	ことが認められる制度。部分休業が正規の勤務時間は変わらず、その一部について
勤務制度	勤務しないことを認められるのに対し、育児短時間勤務制度は正規の勤務時間自体
	が短くなる。給与は短くなった正規の勤務時間に応じて支給される。

(3) 取得状況

AN TOTAL	育児 株 取 者 数	ち休取者	部分 業	令和4年度 対象 者数		ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 できる。 で。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	取得可能 う分 休 う分 取 数	育児短 時間勤 務取得 者数
4年度中に新規取得し た男子職員	28人	0人	7人	45人	24人	0人	1人	0人
3年度から引き続くもの	3人	1人	3人					0人
4年度中に新規取得し た女子職員	67人	0人	27人	67人	67人	0人	0人	0人
3年度から引き続く もの	76人	4人	48人	67人	67,	0人	0,7	0人
4年度中に新規取得し た職員	95人	0人	34人	112人	91人	0人	1人	0人
3年度から引き続くもの	79人	5人	51人	112人	91人	0人	1,7	0人

⁽注)「4年度に新規取得した職員」欄の上段は令和4年度に新たに取得した者、下段は令和3年度以前から引 き続き取得している者の人数とします。なお、上段は令和4年度中に取得可能となり取得した者のほか、 令和3年度以前に取得可能となり令和4年度から新たに取得した者を含みます。また、「令和4年度中に新 たに育児休業が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育 児短時間勤務取得者数」は一致するものではありません。

V 職員の服務、退職管理、分限及び懲戒処分の状況

1 退職管理の状況

職務の公正な執行及び区民の信頼確保の観点から、「江東区職員の退職管理に関する条例」を定め、課長級 以上で退職した元職員への再就職情報の届出を義務付けるとともに、届出のあった再就職情報について、公表 することとしています。

退職時に課長級以上であった職員の再就職状況

(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの退職者)

0人

2 分限処分の状況(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職 制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公 務能率の維持と向上を図ることを目的としています。

区 分	一般職員	幼稚園教育職員
降任	0人	0人
免職	0人	0人
休職	28人	0人
降給	0人	0人
計	28人	0人

(注) 前年度より引き続き休職中の者を含む。

3 懲戒処分の状況(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、地方公共団体におけ る規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

区 分	一般職員	幼稚園教育職員
戒 告	2人	0人
減 給	0人	0人
停職	2人	0人
免職	1人	0人
計	5人	0人

VI 職員の研修の状況

1 研修の状況

(1) 江東区実施研修の状況

区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加 人員
	新任研修 (ビジネスマナー)		2回	1日	100人
	新任研修 (講義)	 新規採用職員	1回	2日	99人
	新任研修 (施設見学)	初风沐冲城兵	2回	1日	101人
	新任研修 (野外実習)		1回	1日	96人
	転任研修(講義)	 都区間等交流の転入職員	1回	2日	10人
	転任研修 (施設見学)	御匹向寺文加の私入職員	2回	1日	5人
	入区2年目研修(コミュニケーション)	入区2年目の職員(経験者採用職 員を除く)	4回	2日	83人
	入区3年目研修(説明力向上)	入区3年目の職員(経験者採用職 員を除く)	3回	1日	55人
職層 研修	主任1年目研修(指導力・補佐力向 上)	主任1年目の職員	2回	1日	60人
	主任3年目研修(体験学習)	主任3年目の職員及び経験者<主 任 I >採用2年目の職員	12回	2~3日	49人
	主任5年目研修(政策ディベート)	主任5年目の職員及び経験者<主 任 I >採用4年目の職員	3回	3日	63人
	技能主任研修	技能主任1年目の職員(清掃職員 を除く)	中止		
	キャリアデザイン研修	現任・主任で50歳の職員	2回	1日	25人
	係長級1年目研修(政策形成)		2回	4日	38人
	係長級1年目研修(マネジメント)	係長級1年目の職員	2回	2日	35人
	係長級1年目研修(0JT指導者養成)		2回	1日	57人

	係長任用前研修	R5年度係長任用予定者	2回	1日	42
	人事評価制度研修(係長)	係長任用1年目の職員及び転任の 係長	1回	1日	32
	課長補佐研修	R4年度課長補佐1年目の職員	1回	1日	20
	新任技能長研修	技能長1年目の職員(清掃職員を 除く)	1回	1日	4
	管理職1年目研修(判断力向上)	管理職1年目の職員及び転任の管 理職	1回	1日	ç
	人事評価制度研修(管理職)	管理職1年目の職員及び転任の管 理職	1回	1日	14
	人事評価制度評定者研修	第一次評定者	2回	1日	71
	新規再任用予定者研修	R5年度新規再任用予定者	3回	1日	39
清掃	公務員倫理		1回	1日	6
職員 研修	同和問題(3年每、次回R7年度)	清掃事務所の全職員	0回	0日	(
任期 付職 員研	新任研修(公務員倫理)	任期付新規採用職員	0回	0日	(
修			1回	1日]
	服務		1回	1日	76
	予算		1回	1日	30
	会計・契約		1回	2日	28
	文書		1回	2日	14
	情報公開制度・個人情報保護制度		中止		
	救急措置		4回	1日	40
	IT(パワーポイント初級)		1回	1日	8
実務 研修	# (パワーポイント レイアウト 総論)	希望する職員	1回	1日	(
.9112	リ (ワード・エクセル初級)		1回	1日	4
	"(ワード中級)		2回	1日	15
	リ (エクセル中)		3回	1日	3.
	庁内LANシステム操作研修(文書管理システム)		3回	1日	3′
	庁内LANシステム操作研修(勤 怠管理システム)		1回	1日	24
	人権研修	全職員	4回	1日	96
	公務員倫理研修	全職員	3回	1日	83
	接遇リーダー養成研修	各職場で接遇の指導的立場にあ る職員	2回	1日	35
特別	OJT指導者養成研修(管理職)	R4年度転入管理職の職員	1回	1日	
研修	地域コミュニティ研修	希望する職員	1回	1日	14
	障害者雇用マネジメント力向上	希望する職員	1回	1日	12
	入札談合等関与行為防止法(官製 談合防止法)研修	管理職の職員	2回	1日	103
	自治体DX講演会	希望する職員	2回	1日	79
講座	不当要求防止責任者講習会 (3年毎、次回R7年度)	係長級の職員	2回	1日	65
講習会	管理職選考対策講座	管理職選考受験資格を有する者 で希望する職員	1回	2日	14
講演会	江東未来づくり人材塾	新規採用職員	3回	1日	27
派遣研		担当職員	167 回	1~12	306

職場内	可研修	各課・係	34回	1~3日	900人
自己	自己啓発助成制度(一般)				22 人
啓発 助成 制度	自己啓発助成制度 (一級建築士資格取得枠)	希望する職員			3 人
	計	•			3,462人

(2) 特別区職員研修所実施研修の状況

区	区分 研修名		対 象	回数	日数	参加人員
		新任研修(前期)	新規採用職員(経験者採用除 く)	5回	3 目	102
		新任研修(後期)	新規採用職員(経験者採用除 く)	6回	2日	105 人
		新任研修(経験者)	新規経験者採用職員	2回	2日	5人
	職	現任研修	入区4年目の職員及び経験者<1級 職>入区2年目の職員	21回	3日	79人
	層研	係長研修	係長級2年目の職員	4回	3日	46人
	修	管理職昇任前研修	管理職選考合格者で、R3年度に 課長補佐の職員	2回	5日	9人
		管理職研修 (議会答弁)	管理職選考合格者で、R3年度に 課長補佐の職員	5回	2日	9人
		管理職研修(メディアトレーニン グ)	管理職の職員	1回	1月	1人
		管理職研修(メンタルヘルス)	管理職3年目の職員	3回	1日	10人
		新任技能	新規採用技能系清掃職員	0回	0日	0人
	共一清	現任技能	採用後5年目、10年目、15年目の 技能系清掃職員	1回	2日	3人
共同		技能主任	技能主任1年目の清掃職員	1回	3日	2人
研	掃	新任技能長	技能長1年目の清掃職員	1回	3日	1人
修	研修	技能長(3年目)	技能長3年目の清掃職員	1回	3日	1人
		統括技能長	統括技能長1年目及び3年目の清 掃職員	0回	0日	0人
		転入(同和問題)	清掃事業主管部署に異動してき た職員	3回	1日	3人
	専門	可研修	担当職員	56回	1~5 日	162 人
	児童	重相談所関連研修	担当職員	11回	1~7 日	40人
	スラ	テップアップ研修	希望する職員 ※一部を係長研修(江東区)として受講	38回	1~2 目	133 人
	自治	台体経営研修	希望する職員 ※一部を管理職 研修(江東区)として受講	4回	1日	37人
	サポート研修調査研究			26回	1~2 目	92人
			希望する職員	9回	1~2 目	43人
	連携	隽講座		5回	1~4 目	25人
		計 				908人

(3) 第五ブロック (墨田・江東・足立・葛飾・江戸川) 実施研修の状況

研 修 名	対 象	回数	日数	参加人員
レジリエンス研修	希望する職員	1回	1日	7人
	計			7人

(4) その他の機関(国・東京都・その他)実施研修の状況

研 修 機 関 名	対 象	回数	日数	参加人員
国 (総務省等)	希望する職員	8回	3~28目	13人
東京都 (精神保健福祉センター等)	担当職員	18回	1日	40人
特別区協議会	希望する職員	16回	1~4日	20人
計				73人

(5) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況(江東区・東京都実施分)

区分	研 修 名	対 象	回数	日数	参加 人員
	新規採用教諭研修	新規採用教諭	1回	10日	0人
	副校園長研修	副園長	1回	2日	8人
職層	新任転任管理職研修会	新任管理職、区内異動者を除く 転任管理職	1回	2日	0人
	校園長研修	園長	1回	1日	18人
	評価者訓練	専任園長	1回	1日	12人
実務	保育実践研修	年中学級担任	1回	2日	34人
	幼児教育の道徳性育成研修会 ※	全教員及び保育士等	0回	0日	0人
課題	特別支援教育コーディネーター	コーディネーター	1回	2日	145人
	保幼合同研修 ※	全教員及び保育士	1回	2日	310人
	計 527.				527人

「※」のついている研修名は、参加人員に保育士を含みます。

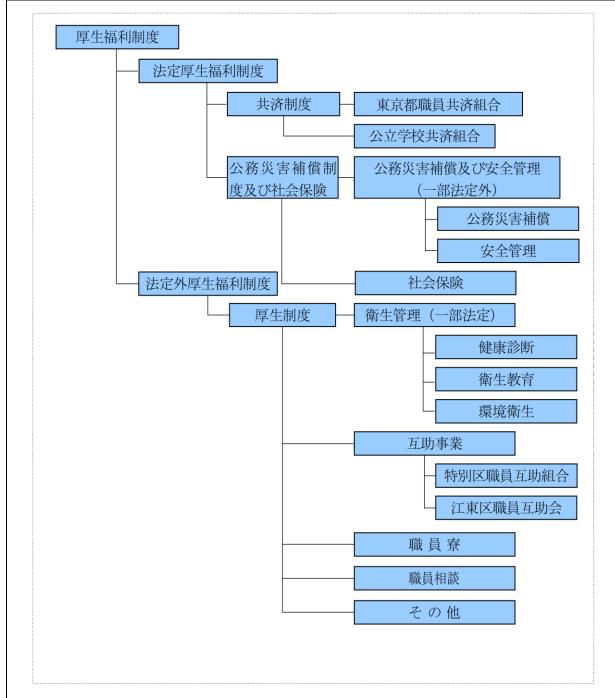
(6) 幼稚園教育職員に係る研修の実施状況(特別区人事・厚生事務組合教育委員会実施分)

区分	研修名	対 象	回数	日数	参加
	,, , <u>-</u>				人員
	2年目フォロー研修	2年目教諭	1回	7 目	0人
	幼稚園主任教諭研修 I	主任教諭昇任者	1回	4日	0人
	幼稚園主任教諭研修Ⅱ	主任教諭昇任後3年目から5年目 程度の者	1回	1日	0人
職層	管理職候補者養成研修	副園長第1次選考受験資格を有 し、教育委員会から研修生とし て推薦を受けた者	1回	2日	0人
	管理職昇任前研修	副園長第1次選考を合格した者	1回	2日	2人
	新任管理職·管理職候補者研修	副園長昇任者・1次選考を合格 し、未昇任の者	1回	8日	2人
	新任園長研修	園長昇任者	1回	4日	0人
	園長・副園長等専門研修	園長・副園長	1回	3日	15人
	計 19人				

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生福利制度の体系

地方公務員法は、職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度(地方公務員法第42条)、共済制度(地方公 務員法第43条)を定め、また厚生福利制度とは別に公務災害補償制度(地方公務員法第45条)を規定していま す。共済制度や公務災害補償制度などのように、特別法により事業内容がほぼ法定されているものを「法定厚 生福利」、地方公務員法第42条に基づき実施するもの等を「法定外厚生福利」と呼んでいます。



2 東京都職員共済組合

地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の増進をはかり、公務の能率的運営の助けとなるよう地方公 務員等共済組合法に基づいて設立されています。地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若 しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、災害若しくは死亡に関して短期給付又は長期給付を行って います。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	この事業は健康保険に相当するもので、法律により給付の種類や内容が定められた

	「法定給付」と法令の定める基準に従って実施している「附加給付」があります。
	【給付の内容】
	① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付・・・法定給付
	② 組合員の休業に関する給付・・・・・・・・・・・・・・· 法定給付
	③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付・・・・・・・・・・・・・法定給付
	④ (1)・②の給付に加えて支給する給付・・・・・・・・・・・・・・・ 附加給付
	この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職
	(又は死亡) した後に給付の対象となります。
	退職後一定の年齢になったときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職
	したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族(遺族)の生活
	の安定を図るため、年金などの支給を行っています。
	【給付の種類】
	① 老齢厚生年金(第3号)…生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる特例支
長期給付事業	給の老齢厚生年金及び65歳から受ける本来支給の老齢厚生年金に分けられます。
区別和口事未	(経過措置があります。)
	② 障害厚生年金…組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態
	になったとき支給されます。
	③ 障害一時金…組合員である期間に初診日がある傷病により、障害厚生年金に該当
	しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。
	④ 遺族厚生年金…組合員、元組合員(退職をしているがまだ年金を受給していない
	方)及び年金受給者が死亡したときに、その遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父
	母)に支給されます。
	この事業は、短期・長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに
	生活できるよう行うものです。特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用助成、
福祉事業	本語 く と る ま う 日 う ら い と に と か ま に い と に と に は 日 す く 八 田 す う ク か か の の の い ま し 委 託 保 健 施 設 な ど の 保 健 事 業 、 保 養 施 設 ・ ア ジュ ー ル 竹 芝 等 の 宿 泊 事 業 を 行 っ て い ま し
	Standender of a fine 1 standard of a fine 1 standar
	す。

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の各事業ごとに定められ、 組合員の掛金と地方公共団体(事業主)の負担金をもって充てられています。

各事業に要する費用の負担割合は、短期給付事業に係る育児・介護休業者の公的負担分及び長期給付事業 の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、各事業の財源率は共済組合等の 定款で定められています。 (令和5年3月31日時点)

	短期給付事業		長期給付事業	福祉事業	
	短期分	介護分	区别和刊事来	佃仙尹未	
	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	
掛金	37. 7000/1000	9. 0000/1000	99.0000/1000	1. 7600/1000	
(組合員)	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	
	37. 7000/1000	9. 0000/1000	99.0000/1000	1. 7600/1000	
	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	
負担金 (事業主)	37. 7700/1000	9. 0000/1000	140. 7105/1000	1. 7600/1000	
	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	
	37. 700/1000	9.0000/1000	140. 7105/1000	1.7600/1000	

3 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務を共同処理する一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生増進を図ることを 目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っていま す。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
	○グループ保険 ○三大疾病保険 ○療養プラン ○長期療養プラン○入院サポート保険 ○傷害保険 ○積立年金保険 ○団体取扱生命保険○団体取扱損害保険
ライフプラン事業	○ライフプランセミナー50 ○退職準備セミナー ○介護講座 ○経済セミナー ○子育て支援セミナー ○自己啓発支援

相談事業	○職員相談室 ○ダイヤル健康相談
会員制施設事業	○宿泊施設 ○スポーツ施設
生活支援・	○住宅ローン・自動車ローン・教育ローン・カードローンのあっせん
リフレッシュ事業	○割引施設 ○夏冬季日帰り施設 ○チケットの割引 ○指定店

(2) 事業運営費用等の状況

事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と各種保険の事務手数料等によってまかなわれています。 令和4年度の組合費は給料月額の100分の1.7となっています。

(3) 組合員数

各区等の組合員総数は、67,324人(令和5年1月1日現在)となっています。

4 江東区職員互助会

江東区職員の福利厚生と職員相互の親睦を図るために設けられた任意団体で、職員の身近な福利厚生事業を 実施しています。

(1) 事業内容

* / 1 * 1 * 1			
主な事業	事業内容		
給付事業	○結婚祝金 ○出産祝金 ○入学・卒業祝金 ○傷病見舞金 ○弔慰金○災害見舞金		
文化事業	○サークル団体助成		
厚生事業	○各種レクリエーション		
カフェテリアプラン事業	○リフレッシュ、健康、育児・介護、自己啓発などのメニューを利用した場合、自己負担額の1/2を限度として助成(基本年間限度額2万2千円)		
福利事業	○人間ドック利用助成 ○退職者支援事業 ○インフルエンザ予防接種利用費用助成		
貸付事業	○一般生計資金貸付金 ○特別生計資金貸付金 ○育児休業資金貸付金 ○住宅資金貸付金 ○進学資金貸付金		

(2) 事業運営費用等の状況 (令和4年度決算額)

事業に必要な経費は、会員から徴収する会費と区の交付金でまかなわれ、会費と区交付金の負担割合は 1:0.8となっています。カフェテリアプラン事業以外の事業については会費を運営費用としています。

	of other transfer of the state				
会員区分	会費収入額 (会費割合)	区交付金額	会員数 (令和5年3月31日)	一人当たり 区交付金額	
一般会員	47,749,404円 (給料月額× 5/1000)	38, 199, 523円	2, 768人	13,800円	
会計年度会員	450, 800円 (月額200円)	360, 640円	186人	1,939円	
合計	48, 200, 204円	38, 560, 163円	2,954人	_	

5 公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に 所属する職員などにより組織されています。

組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行い、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の増進を 図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。

(1) 事業内容

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支 給しています。民間の健康保険に相当する事業です。
長期給付事業	被用者年金制度の一元化により、民間と同様の老齢厚生年金、障害厚生年金及び 遺族厚生年金等の給付を行っています。これに加え、組合員期間に応じた経過的職 域加算(共済年金)と年金払い退職給付の給付を行っています。
福祉事業	組合員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな 生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○人間ドック・特定健康診査等の保健事業

○保健施設の開設や保養施設などの宿泊事業

○住宅資金等の貸付事業

(2) 各事業の費用等の状況

共済組合の行う事業の主な財源は、組合員から徴収する掛金と、地方公共団体等(事業主)が納付する負 担金からなっています。

	短期給付事業		巨细处从事类	福祉事業	
	短期分	介護分	長期給付事業	佃仙尹未	
	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	
掛金	46.6000/1000	8.0000/1000	99.0000/1000	1. 4100/1000	
(組合員)	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	
	46.6000/1000	8.0000/1000	99.0000/1000	1. 4100/1000	
	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	標準報酬月額×	
負担金 (事業主)	46.6000/1000	8.0000/1000	139. 9990/1000	1. 4100/1000	
	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	期末手当等×	
	46.6000/1000	8.0000/1000	139. 9990/1000	1. 4100/1000	

※ 令和5年9月時点

6 公務災害・通勤災害の状況(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

区分	一般職員
公務災害	23件
通勤災害	6件
計	29件

7 職員健康診断の状況

令和4年度における職員の健康診断は計17種について実施しました。主な健康診断の実施状況は次のとお りです。

(1) 一般職員

主な健康診断	受診者数	
定期健康診断	延3,424人	
消化器系健康診断	延2,946人	
婦人健康診断	延4,510人	
情報機器作業従事者検診	807人	

(2) 幼稚園教育職員

主な健康診断	受診者数
教職員結核・循環器系検診	延92人
教職員胃検診	延35人
教職員大腸ガン検診	延28人
教職員婦人科健康診断	延67人

8 職員健康相談の状況(令和4年度)

	1. 1.547	
名称	実施内容	件数
健康相談	保健師による健康診断事後フォロー及び新規採用職員面談等を随時 実施	208件
メンタルヘルス相談	産業医による休職者等の復帰前及び復帰後のフォロー面談等、及び 過重労働による心身の健康相談を原則月4回実施	170件
	臨床心理士によるカウンセリングを月2回実施	129件

9 職員貸与被服の状況(令和4年度の主な貸与実績)

種別	貸与対象	貸与期間	貸与数
作業服	土木現場での作業等及び一般用務に従事する者	1~5年	258 着
清掃作業服	清掃事務所においてごみ収集・運転業務等に従事する者	1~4年	232 着
保育園業務服	保育士、保育園等において賄い及び業務に従事する者	2年	550 着
業務服	福祉会館・児童館等において指導及び用務に従事する者	1~2年	86 着
防寒着・雨衣	出張・調査・作業等屋外での業務(清掃を含む)に従事する 者	2~5年	203 着
業務靴・布靴	福祉、児童指導、用務、保育士	1~3年	800 足

10 職員寮の状況(令和5年4月1日現在)

名称	室数	入寮者数	使用料
古石場職員寮	19室	19人	35,000円/月

WII 特別区人事委員会の業務状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- (1) 採用試験等

令和4年度における採用試験等については、以下のとおり実施しました。 ① 受験資格等

(1) 受験資格等	-				
	採用 区分	職種 (試験・選考区 分)	国籍 要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
		事務 土木造園 (土木) 土木造園 (造園) 建築 機械 電気	有	22歳 以上 32歳 未満		活字印刷対算に対付、でたてでたてでたていていていて
	П	福祉	無	22歳 以上 30歳 未満 40歳	社会福祉士、児童指導員又は保育士 (注4) 心理学科を卒業した人又はこれに	に は な な た も る た も る た も る た も る た も る た も る た も る た も る た 表 が 大 を あ た も る た 表 が が が が が が が が が が が が が
	類	衛生監視(衛生)	- 有	未満 22歳 以上 30歳 未満	相当する人 食品衛生監視員及び環境衛生監視 員	育法に基づ く大学(短期 大学を除 く。)を卒業
		保健師	無	22歳 以上 40歳 未満	保健師	した とれ な と を と が る 会 が る 会 人 と が る 会 の る る 会 ん が る る も し が る る も し が る も し が る も し が る ら る る ら る る る る る る る る る る る る る
	II 類	事務	有	18歳 以上 22歳 未満		・活字印刷文 又は点出題に よるにで 対応で 人
	1 () 障害者	事務	有	18歳 以上 32歳 未満	・身体障害者手帳等の交付を受けていた。活字印刷文又は点字による出題に対	いる人 (注5) 対応できる人
	経 1 級 職 者	事務 土木造園 (土木) 建築 機械 電気 福祉	有	60歳 未満	民間企業等での 業務従事歴が4 年以上ある人 する業務に従事 (児童福祉・児 (ただし、福祉・ 童指導・児童心 児童福祉・児童指 理については、 導については社	・活字によったによ対人事はるたいのでをによったがあまれるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがある<
		児童福祉 児童指導	無		上記のうち児童 会福祉士、児童指相談所等での業 導員又は保育士	による出題に対応でき

_	経験者 2 級職	児童心理 事務 土木造園 (土木) 建築 福祉	有		務従事を が2年 以上ある人 (民業等 が8年以上 の業年以上 で歴る 人 (児童道・児心 理については、	い児学人当 と(注4)。理 と(注4)。理 を こ心を なし、 を は人) を を は人) を を にに にに にに にに にに にに にに にに	る人も受験 できる。)
	(主任)	児童福祉 児童指導 児童心理	無		上記のうち児 童相談所等で の業務従事歴 が3年以上ある 人(注3))	導員又は保育士 の資品と(注4)の 見量をでは、 見事をでは、 ですると、 はない。 ですると、 はない。 ですると、 はない。 ですると、 はない。 でするに、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	
	経験者 3 級職	児童福祉			民間企業等で の業務従事歴 が12年以上あ る人	当該職種に関連 する業務に従事 (ただし、児童福 祉・児童指導につ いては社会福祉	
	3級職(係長級)	児童指導	無		(児童福祉・児童指導・児童化学・児童では、 理については、上記のうち児童相談所等で	士、児童指導員又 は保育士の資格 を有しているこ と(注4)。児童心	
	長級)	児童心理		111-5	の業務従事歴が5年以上ある人(注3))	理は心理学科を 卒業した人又は これに相当する 人)	
	就職氷河期世代(注2)	事務	有	昭45年日ら和年月日で生れ者和年2か昭6141まにまた者			・活字印刷文 又は点字に よる出題に 対応できる 人

- (注1)障害者を対象とする採用選考の略
- (注2)就職氷河期世代を対象とする採用選考の略
- (注3)児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉:児童相談所(一時保護所を含む。)又は児童福祉施設における相談援助業務経験 児童指導:児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理:児童相談所(一時保護所を含む。)等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設

における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験

- (注4)試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育 士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人
- (注5)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人、又は 児童相談所等により知的障害者であると判定された人

② 日程

	1					
区分	I 類採用試験 【一般方式】	I 類採用試験 【土木・建築 新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・ 選考	障害者を 対象とする 採用選考	就職氷河期 世代を対象 とする採用 試験
告 示	3月18日	3月18日	6月23日	6月23日	6月23日	6月23日
第1次試験 •選考(筆記)	5月1日	5月1日	9月11日	9月4日	9月11日	9月4日
第1次合格発表	6月24日	6月24日	10月21日	10月21日	10月12日	10月21日
第2次試験 ・選考(面接)	7月5日~ 7月14日	7月5日~ 7月14日	11月4日· 7日	10月29日· 30日、11月 5日·6日	10 月 31 日、11 月 1 日・2 日	11月3日
第2次合格発表			_			
第 3 次試験 • 選考 (面接)			_			
最終合格発表	7月 26 日 (技術系) 8月3日 (技術系以 外)	7月26日	11月18日	11月18日	11月18日	11月18日

- ※ 技術系の試験区分は、土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気です。
- ③ 実施状況 (単位:人)

松田	職種		申込者数	ζ		受験者数		占	最終合格者	数
採用 区分	(試験・選 考区分)	4年度	3年度	比較 増△減	4年度	3年度	比較 増△減	4年度	3年度	比較 増△減
	事務	9, 374	11, 449	△2,075	8, 417	9, 019	△602	2, 308	1,881	427
	土木造園(土木)	151	283	△132	135	214	△79	82	109	△27
н	土木造園(造園)	52	67	△15	45	47	$\triangle 2$	32	18	14
	建築	81	117	△36	75	100	$\triangle 25$	55	59	$\triangle 4$
	機械	54	68	△14	49	54	$\triangle 5$	31	27	4
類	電気	72	110	△38	56	72	△16	32	24	8
	福祉	445	468	$\triangle 23$	411	399	12	229	211	18
般	心理	169	217	△48	137	156	△19	44	60	△16
般方式】	衛生監視 (衛生)	135	134	1	128	117	11	74	52	22
	衛生監視 (化学)	41	64	△23	38	47	$\triangle 9$	10	7	3
	保健師	401	449	△48	370	376	$\triangle 6$	207	212	$\triangle 5$
	小 計	10, 975	13, 426	△2, 451	9,861	10,601	$\triangle 740$	3, 104	2,660	444
I 類 【土木	土木造園 (土木)	45	138	△93	38	95	△57	21	38	△17
・建築新	建築	47	70	$\triangle 23$	44	47	$\triangle 3$	31	26	5
方式】	小計	92	208	△116	82	142	△60	52	64	△12
Ⅲ類	事務	2, 995	3, 638	△643	2, 561	2, 904	△343	435	392	43

【障を対	I類 管害者 対象と が採用 考】	事務	220	343	△123	169	255	△86	72	80	△8
		事務	1,702	1, 799	△97	1, 287	1, 302	△15	215	172	43
		土木造園 (土木)	46	48	$\triangle 2$	37	35	2	26	13	13
		建築	25	45	△20	18	35	△17	11	21	△10
	1	機械	31	29	2	21	19	2	10	7	3
	1 級 職	電気	37	37	0	25	24	1	14	11	3
	職	福祉	66	63	3	50	51	$\triangle 1$	36	27	9
		児童福祉	29	24	5	25	21	4	13	14	$\triangle 1$
		児童指導	15	14	1	14	12	2	13	11	2
		児童心理	26	33	$\triangle 7$	23	30	$\triangle 7$	15	16	$\triangle 1$
		小計	1,977	2,092	△115	1,500	1,529	△29	353	292	61
経	2 級 職	事務	968	1,093	△125	695	762	△67	88	59	29
経験者		土木造園 (土木)	36	35	1	28	19	9	12	6	6
	被職	建築	34	26	8	26	20	6	18	6	12
		福祉	32	53	△21	30	42	△12	17	15	2
	(主任)	児童福祉	35	28	7	34	27	7	20	17	3
	世	児童指導	3	13	△10	3	12	△9	3	9	$\triangle 6$
		児童心理	14	9	5	12	9	3	10	6	4
		小計	1, 122	1, 257	△135	828	891	△63	168	118	50
		児童福祉	13	15	$\triangle 2$	12	13	△1	7	7	0
	(係3 長級	児童指導	2	1	1	2	1	1	1	1	0
	長級 級職	児童心理	8	9	△1	8	9	△1	5	8	△3
		小計	23	25	$\triangle 2$	22	23	$\triangle 1$	13	16	$\triangle 3$
	沙河期 世代	事務	1, 136	1, 359	△223	855	974	△119	53	42	11
	合	計	18, 540	22, 348	△3, 808	15,878	17, 319	△1,441	4, 250	3,664	586

※就職氷河期世代は令和2年度より実施

(2) 採用選考等

令和4年度に人事委員会が実施した江東区の採用選考等の実施状況は次のとおりです。

① 医療専門職採用選考

区分	合格者数
医療専門職 (医師の課長級以上)	0人
行政専門職(法務の課長級以上)	0人

② 一般職の任期付職員

法第3条※に基づく採用

16 17 17 17 17 1	1 411771
採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	0人
課長補佐	0人
課長	1人
部長	0人

法第4条※に基づく採用

- 2			
		採用職層	合格者数
Ī	係員	(1級職)	0人
ĺ	課長		0人
Ī	部長		0人

※地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(3) 管理職選考(令和4年度)

① 受験資格等

○ I 類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任 以上の在職期間が6年以上の人。(全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経 験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。)

(受験方式) 全部受験方式-受験資格を満たしている人が、筆記考査(択一・短答式問題、記述式問題、 論文式問題)全てを受験する方式。

> 分割受験方式-受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、 択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはい たらない。

> 免除受験方式-択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問 題を受験する方式。

> 前倒し受験方式-主任の職にあり、その在職期間が3~5年目の人(経験者採用制度により 採用された人等の特例あり)が、択一・短答式問題受験の免除資格を得る ため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合 格にはいたらない。

筆記考查 (択一·短答式問題、記述式問題、論文式問題)、勤務評定、口頭試問 (選考方法)

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験翌年度以 降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※ 翌年度にI類(全部、分割、免除)の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資 格を満たす年度以降3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○Ⅱ類

日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢46歳以上56歳未 (受験資格) 満で、課長補佐の在職期間が2年以上の人。

(選考方法) 筆記考査(事例式論文)、勤務評定、口頭試問

- ② 合格者決定の実施状況
 - I 類 (全部及び免除受験方式) 及び II 類

(単位:人、%)

,1. 从(上的人O的所文献为24,人O II 从												
選老区分	受験者数(A)		口頭語	口頭試問進出者数 (B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
医 与区分	4年 度	3年 度	増減	4年 度	3年 度	増減	4年 度	3年 度	増減	4年 度	3年 度	増減
事 務	336	338	$\triangle 2$	191	207	△16	107	118	△11	31.8	34. 9	△3. 1
技術 I	67	60	7	40	18	22	26	12	14	38.8	20.0	18.8
技術Ⅱ	41	29	12	22	14	8	14	12	2	34. 1	41.4	△7. 3
技術Ⅲ	46	48	$\triangle 2$	12	11	1	8	7	1	17.4	14.6	2.8
技術計	154	137	17	74	43	31	48	31	17	31.2	22.6	8.6
小 計	490	475	15	265	250	15	155	149	6	31.6	31.4	0.2
事 務	31	42	△11	29	41	$\triangle 12$	24	33	$\triangle 9$	77.4	78.6	$\triangle 1.2$
技 術	12	22	△10	8	13	$\triangle 5$	8	11	$\triangle 3$	66.7	50.0	16. 7
小 計	43	64	$\triangle 21$	37	54	△17	32	44	$\triangle 12$	74. 4	68.8	5. 6
計	533	539	$\triangle 6$	302	304	$\triangle 2$	187	193	$\triangle 6$	35. 1	35.8	△0.7
	選考区分 事 務 I 技術 II 技術計 計 務 術 計 小 事 技 術 計	受験 選考区分 事務 336 技術 I 67 技術 II 41 技術 II 46 技術計 154 小計 490 事務 31 技術 12 小計 43	受験者数 (受験者数 (4年 度 度 事務 336 338 技術 I 67 60 技術 II 41 29 技術 III 46 48 技術計 154 137 小 計 490 475 事務 31 42 技術 12 22 小 計 43 64	受験者数 (A) 受験者数 (A) 4年度度度 3年度度 増減度 事務 336 338 △2 技術II 67 60 7 技術III 41 29 12 技術III 46 48 △2 技術計 154 137 17 小計 490 475 15 事務 31 42 △11 技術 12 22 △10 小計 43 64 △21	受験者数 (A) 口頭記憶 4年 度 度 增減 4年 度 事務 336 338 △2 191 技術 I 67 60 7 40 技術 II 41 29 12 22 技術 II 46 48 △2 12 技術計 I54 137 17 74 小計 490 475 15 265 事務 31 42 △11 29 技術 I2 22 △10 8 小計 43 64 △21 37	選考区分 受験者数 (A) 口頭試問進出(B) 事務 336 338 △2 191 207 技術 I 67 60 7 40 18 技術 II 41 29 12 22 14 技術計 154 13 42 △11 29 41 技術 12 22 △10 8 31 42 △11 29 41 技術 12 22 △10 8 31 42 △11 29 41 技術 12 22 △10 8 31 42 △11 29 41 技術 12 22 △10 8 31 42 △10 8 31 42	選考区分 受験者数 (A) 口頭試問進出者数 (B) 事務 336 338 △2 191 207 △16 技術Ⅱ 41 29 12 22 14 8 技術Ⅲ 46 48 △2 12 12 12 12 12 12 12 12 21 12 12 22 △11 24 △11 29 41 △12 東務 31 42 △11 29 41 △12 東務 31 42 △11 29 41 △12 技術 12 22 △10 8 31 42 △11 29 41 △12 女術 12 22 △	受験者数 (A)	選考区分	選考区分 豆験者数(A) 口頭試問進出者数 (B) 合格者数(C) 事務 336 338 公2 191 207 公16 107 118 公11 技術 I 67 60 7 40 18 22 26 12 14 技術 II 41 29 12 22 14 8 14 12 2 技術 III 46 48 公2 12 11 1 8 7 1 技術計 154 137 17 74 43 31 48 31 17 小 計 490 475 15 265 250 15 155 149 6 事務 31 42 公11 29 41 公12 24 33 公9 技術 II 2 22 公10 8 13 公5 8 11 公3 小 計 43 64 公21 37 54 公17 32 44 公12	選考区分 空験者数(A) 口頭試問進出者数 (B) 合格者数(C) 合格 事務 336 338 公2 191 207 公16 107 118 公11 31.8 技術 I 67 60 7 40 18 22 26 12 14 38.8 技術 II 41 29 12 22 14 8 14 12 2 34.1 技術 III 46 48 公2 12 11 1 8 7 1 17.4 技術計 154 137 17 74 43 31 48 31 17 31.2 小 計 490 475 15 265 250 15 155 149 6 31.6 事務 31 42 公11 29 41 △12 24 33 △9 77.4 技術 12 22 △10 8 13 △5 8 11 △3 66.7 小 計 43 64 △21 37 54 △17 32 44 △12 74.4	選考区分 受験者数 (A) 口頭試問進出者数 (B) 合格者数 (C) 合格率 (C) 事務 3年度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度

○ I 類 (全部受験方式)

(単位:人、%)

種	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
別	送与区刀	4年 度	3年 度	増減	4年 度	3年 度	増減	4年 度	3年 度	増減	4年 度	3年 度	増減
	事 務	178	175	3	90	89	1	51	59	△8	28.7	33. 7	$\triangle 5.0$
I 類	技術 I	25	27	$\triangle 2$	8	5	3	4	4	0	16.0	14.8	1. 2
1	技術Ⅱ	23	16	7	12	8	4	9	7	2	39. 1	43.8	△4. 7
(全部)	技術Ⅲ	11	13	$\triangle 2$	2	2	0	1	1	0	9. 1	7.7	1.4
影	技術計	59	56	3	22	15	7	14	12	2	23. 7	21.4	2. 3
	合 計	237	231	6	112	104	8	65	71	$\triangle 6$	27.4	30.7	△3. 3

○ I 類(免除受験方式)

(単位:人、%)

種	選者区分	受験者数(A)	口頭試問進出者数	合格者数(C)	合格率(C/A)
別	医与区刀	文 陝 日 奴 (八)	(B)	口俗自然(し)	

		4年	3年	増減	4年	3年	増減	4年	3年	増減	4年	3年	増減
		度	度		度	度		度	度		度	度	
	事 務	158	163	$\triangle 5$	101	118	$\triangle 17$	56	59	$\triangle 3$	35. 4	36.2	△0.8
I	技術 I	42	33	9	32	13	19	22	8	14	52.4	24.2	28.2
類	技術Ⅱ	18	13	5	10	6	4	5	5	0	27.8	38.5	\triangle
台	127/11 11												10.7
(免除)	技術Ⅲ	35	35	0	10	9	1	7	6	1	20.0	17.1	2.9
	技術計	95	81	14	52	28	24	34	19	15	35.8	23.5	12.3
	合 計	253	244	9	153	146	7	90	78	12	35.6	32.0	3.6

③ 免除者決定の実施状況

(単位:人、%)

9 70/7/1	761/X 1 0 0/2 1 7 0/2 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
		対象	者数			免除	:者数			免隊	全全	
選考		受験	方式別区	勺訳		受験	方式別	为訳		受験	方式別	为訳
区分	計	全部	分割	前倒し	計	全部	分割	前倒し	計	全部	分割	前倒し
事務	481	122	105	254	126	29	19	78	26. 2	23.8	18. 1	30.7
技術 I	63	21	16	26	17	8	3	6	27.0	38. 1	18.8	23.1
技術Ⅱ	50	14	15	21	17	4	6	7	34.0	28.6	40.0	33.3
技術Ⅲ	40	8	15	17	13	5	2	6	32.5	62.5	13.3	35.3
技術計	153	43	46	64	47	17	11	19	30.7	39.5	23.9	29.7
合 計	634	165	151	318	173	46	30	97	27.3	27.9	19.9	30.5

- (注) 1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。
 - 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人。
 - 3 分割とは、分割受験方式で受験した人。
 - 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。
 - 5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則(地方公務員法第14条)、均衡の原則(地方公務員法第24条第2項)及び職務 給の原則(地方公務員法第24条第1項)に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特 別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公 共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和4年は、1 0月11日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を 行った。その概要は、以下のとおりである。

[本年のポイント]

- 1 月例級
 - 公民較差896円(0.24%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- 2 特別給(期末手当・勤勉手当)

年間の支給月数を0.1月引上げ(現行4.45月→4.55月)、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約5万4千円の増

職員の給与に関する報告・勧告

- I 職員と民間従業員との給与の比較
- 1 職員給与等実態調査の内容(令和4年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員				
	職員数	平均給与月額	平均年齢		
56,612 人	31, 330 人	378, 512 円	38.9 歳		

2 民間給与実態調査の内容(令和4年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,111民間事業所を実地調査(調査完了692事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379, 408 円	378, 512 円	896 円(0. 24%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4. 45 月	0.11月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例 的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円 (0.24%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断 した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきもので ある。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,443人に対し、本年4月1日時点で1,147人、 減少数は 296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 38人で約13%に過ぎず、解消に向 けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の 着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

Ⅱ 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表(一)

・ 初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I類	183, 700 円	188, 200 円	4,500 円
Ⅲ類	147, 100 円	152, 100 円	5,000 円

- ・ 初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定
- (2) その他の給料表等
 - ・ その他の給料表は、行政職給料表(一)との均衡を考慮した改定
 - 再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

2 特別給 (期末手当・勤勉手当)

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
- 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- 3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分(令和5年度から)

○管理職員以外の職員の支給月数

THE THEFT								
		令和4年勧告前	令和4年勧告後	令和5年度以降				
	6月期	1.05 月	1.05 月	1.2 月				
期末手当	12月期	1.1 月	1.1 月	1.2 月				
- 州木十ヨ	3月期	0.25 月	0.25 月	_				
	計	2.4 月	2.4 月	2.4 月				
	6月期	1.025 月	1.025 月	1.075 月				
勤勉手当	1 2月期	1.025 月	1.025 月	1.075 月				
	計	2.05 月	2.15 月	2.15 月				
支給月数計		4.45 月	4.55 月	4.55 月				

3 実施時期

月例給:令和4年4月1日 特別給:条例の公布の日

(参考1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
747 円	0 円	149 円	896 円

(参考2)公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額(公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6,286 千円	約 6,340 千円	約 54 千円

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

人事・給与制度

(1) 人材の確保

(特別区の魅力と役割)

- 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとと に、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開
- 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

(人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し)

- ・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として選 択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し
- 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容 をよりチャレンジしやすいものに変更
- デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年度 秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討
- ・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制 限撤廃に係る制度の見直し

(採用 P R 等の戦略的な展開)

- ・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、PR活動を更に強 化
- 各区においては、独自のPRとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討する ことが必要

(2) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・ 給与の面で更なる活用が必要
- 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者 研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精 度をより高めることが必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を 醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要
- 研修等のOffーJTとOJTの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めて いくことが必要。OJTにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベー ションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や 組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要
- ・ 管理職選考種別 I 類は、令和 5 年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女 性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要
- 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保 がなされるよう留意
- (3) 高齢層職員の能力及び経験の活用
 - 高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できる ようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが 重要
 - ・ 国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続
- 2 勤務環境の整備等
- (1) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進
 - より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランス を実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生

している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要

- 長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、職 員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要
- 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向 けて、実効性を伴う対策が必要
- (2) 多様で柔軟な働き方
 - ・ テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希 望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワー クの活用拡大と同時にICT活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与
 - 引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の 導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討
- (3) 仕事と生活の両立支援

(男性職員の育児休業の取得促進)

- 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる 30%の目標値を特別区全体としては達成 している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
- 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育 児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の 弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

(不妊治療のための休暇の導入)

- 職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十 分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要
- (4) メンタルヘルス対策の推進
 - 多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念
 - ・ ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を 踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
 - ・ メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見 及び早期対応することが重要
- (5) ハラスメントの防止対策
 - 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識 の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織 の問題として迅速に対応することが重要
 - ・ パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応 能力の向上が必要
- 3 区民からの信頼の確保
 - 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、 区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の 強化が必要
 - 職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意識 の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保
- Ⅲ 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度中における江東区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続	令和4年度要求件	完結件数	翌年度継続件数	備考	
件数 A	数 B	С	A+B-C	7用 <i>1</i> 5	
0件	0件	0件	0件		

IV 不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度中における江東区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続	令和4年度請求件	完結件数	翌年度継続件数	備考
件数 A	数 B	C	A+B-C	備考
19件	0件	0件	19件	